

医療提供体制の改革の基本的方向

一 「医療提供体制の改革に関する検討チーム」中間まとめ 一 について

厚生労働省においては、本年3月8日に、厚生労働大臣を本部長とする「医療制度改革推進本部」を設置し、医療制度改革に関する諸課題について検討を行っておりまます。

医療制度改革推進本部に4つの検討チームを設置し、その一つとして、「医療提供体制の改革に関する検討チーム（主査：医政局長）」を設け、今後の「あるべき医療の姿」について検討を重ねてまいりました。

この度、これまでの検討結果を中間的にとりまとめ、医療提供体制の改革に関する検討チームの中間まとめとして、厚生労働大臣に報告いたしましたので、お知らせいたします。

今後は、今年度末のとりまとめを念頭に置き、この中間報告をたたき台として、あるべき医療の姿の実現に向けて、国民各層の幅広い御意見をいただき、新たな医療提供体制の改革のビジョンをとりまとめるよていです。

医療提供体制の改革の基本的方向

— 「医療提供体制の改革に関する検討チーム」中間まとめ —

① 患者の視点の尊重

I 医療に関する情報提供の推進

- (1) 公的機関等による医療機関情報の提供の促進
- (2) 診療情報の提供の促進
- (3) 根拠に基づく医療（EBM：Evidence-based Medicine）の推進、診療ガイドラインの整備
- (4) 医療に関する相談への対応体制の整備

II 安全で、安心できる医療の再構築

- (1) 医療安全対策の推進
- (2) メディカル・フロンティア戦略の着実な推進

② 質が高く効率的な医療の提供

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築：機能分化・重点化・効率化

- (1) 医療機関の機能分化・重点化・効率化
- (2) 精神医療の充実
- (3) 医業経営の近代化・効率化

IV 医療を担うマンパワーの確保・資質の向上

- (1) 医師等の臨床研修必修化に向けた対応
- (2) 医療従事者の確保と資質の向上
- (3) 看護の質の向上

V 環境の変化等に対応した医療の見直し

- (1) 時代の要請に応じた看護の在り方の見直し
- (2) 終末期医療の検討

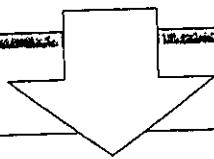
③ 医療の基盤整備

VI 地域医療・生命の世紀の医療を支える基盤の整備

- (1) 情報化・情報提供の基盤整備
- (2) 電子カルテ、レセプト電算処理等医療におけるIT化の推進
- (3) 地域における必要な医療提供の確保
- (4) がん対策の推進
- (5) ナショナルセンターの整備
- (6) 新しい医療技術の開発促進（テーラーメイド医療、ゲノム創薬、バイオテクノロジー）
- (7) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

医療提供体制の基本的方向（概要）

- 3月8日「医療制度改革推進本部」（本部長：厚生労働大臣）設置。
- 「医療提供体制の改革に関する検討チーム」（主査：医政局長）において、医療提供体制の改革について検討。



- 国民的合意のもと、医療サービスの将来像を踏まえて改革を実施。
- このため、現時点における改革の方向（試案）を提示し、国民各層の幅広い意見を得て、新たな医療提供体制のビジョンを今年度中にとりまとめる。

改革の基本的方向

新しい時代の要請に応え、患者本位の医療提供体制を確立するため、医療提供体制の改革を、

- ① 患者の視点の尊重
 - ② 質が高く効率的な医療の提供
 - ③ 医療の基盤整備
- の3つの視点に沿って進める。

医療提供体制については、法律のみならず、公的補助、税制による支援、診療報酬等による経済的評価、公的融資、関係団体との共同した取組など、総合的に施策を推進する。

改革の内容

①患者の視点の尊重

I 医療に関する情報提供の推進

→ 公的機関等による医療機関情報の提供促進、診療情報の提供促進、EBMデータベースの整備、医療に関する相談体制の整備

II 安全で、安心できる医療の再構築

→ 医療安全対策の推進（病院等に対する安全管理体制の整備の義務付け、相談体制の整備等） 等

②質が高く効率的な医療の提供

III 質の高い効率的な医療提供体制の構築

→ 医療機関の機能分化・重点化・効率化の促進、医業経営の近代化・効率化 等

IV 医療を担うマンパワーの確保・資質の向上

→ 医師臨床研修必修化に向けた対応 等

V 環境の変化に対応した医療の見直し

→ 看護の在り方の見直し、終末期医療の検討

③医療の基盤整備

VI 地域医療・生命の世紀の医療を支える基盤の整備

→ 情報化基盤整備等のためのIT化の推進、地域における医療の確保（救命救急センターの設置促進等）、がん対策の推進、医薬品・医療機器産業の国際競争力強化 等